

2. みどりの基本構想

2 - 1 基本理念とみどりの将来像

(1) みどりの重要性

本市は、市街地が東西に細長く形成され、その周囲は市街地を包み込むように位置する丘陵地のみどりと青い海で構成されています。また、市街地には田越川をはじめとする河川が流れています。市街地は丘陵部に拡大してきましたが、今なお首都圏では他に例をみないほど豊かな自然が残されています。

これらのみどりと水は、自然の生態系の維持、大気の浄化、都市気候の緩和、災害の防止等の役割をはじめ、市民生活にうるおいとやすらぎをもたらす大切な機能を持ち、また地域の原風景として貴重な要素となっています。

また、市街地に点在する公園や緑地のみどりも、環境保全やレクリエーション、防災、景観等、多様な機能を持ち、都市の快適性を高める上で重要なものです。

このように多様かつ重要な役割と機能を持っているみどりを保全・育成していくことは、健康で快適な生活環境を確保していく上で非常に重要であるとともに、次の世代に対する責務でもあります。

(2) みどりの将来像

本市は、温暖な気候と海と緑に抱かれた豊かな自然環境に恵まれ、ここに住む人たち一人ひとりによって守られてきました。これは本市の都市宣言「青い海とみどり豊かな平和都市」というまちづくりの基本理念にも表され、市民共通の目標となっています。

この目標を達成するため、本計画では、みどりに関する以下の将来像を設定します。

逗子市のみどりの将来像

みどりが息づく「コンフォート・エコタウン^{*1}」

市民一人ひとりが、動物や植物とふれあうことにより、生活をするかたわらで自然の息吹を感じ、その恵みを受け、健康でうるおいのある生活環境を創造します。

そのため、市内に残されている豊かなみどりと生態系を積極的に保全するとともに、市街地の少ないみどりを増やしていきます。また、身近なレクリエーションや防災の拠点となる公園・緑地の整備を進めていきます。

そうすることにより、市街地の周辺に残されている豊かな自然生態系(野生の動物や植物)をまち中まで誘い出し、市民が生活をする中で自然の息吹を感じることができ、また、市街地を包む豊かなみどりの中へと安心して入っていけるような、市民とみどりが共存したまちを創っていきます。

^{*1} コンフォート・エコタウン: コンフォート: 「快適」「安らぎ」等を意味する言葉。

エコタウン: エコロジー(生態系)とタウン(街)を組み合わせた造語で、自然の生態系に配慮したまちづくりを意味する言葉。

2 - 2 基本方針

本市の都市宣言である「青い海とみどり豊かな平和都市」をめざし、みどりの将来を示す「みどりが息づく『コンフォート・エコタウン』」を実現するため、計画の基本方針として、以下の4つを定めます。

みどりにやさしいまちづくり……………生態系の保全と再生

人とまちとみどりの調和を図り、生態系を重視し自然と共生した、みどりにやさしい都市の創出を図ります。

日常的な自然とのふれあい拠点の創出……………自然環境の保全と活用

市内に残る山のみどり、市内を流れる小川や川、あるいは海岸等を、市民一人ひとりの財産ととらえ、保全を図ります。また、これらを身近な自然とのふれあいの場として活用することにより、市民の自然環境への理解を深めるとともに、市民と行政の協働により適切な管理を図っていきます。

個性ある都市環境の創出……………すぐれた住環境の創出

みどりのまちづくりを進める上で、周辺には豊かな自然環境が存在するという本市の特性を活かし、現在はみどりが少ない市街地において、アメニティ^{*2}の向上に加えてエコロジカル^{*3}な視点に立った都市環境を創出し、市民が誇りを持ち、長く住みたいと思うまちを創っていきます。

市民と行政の総力の結集……………みどりを育てるしくみづくり

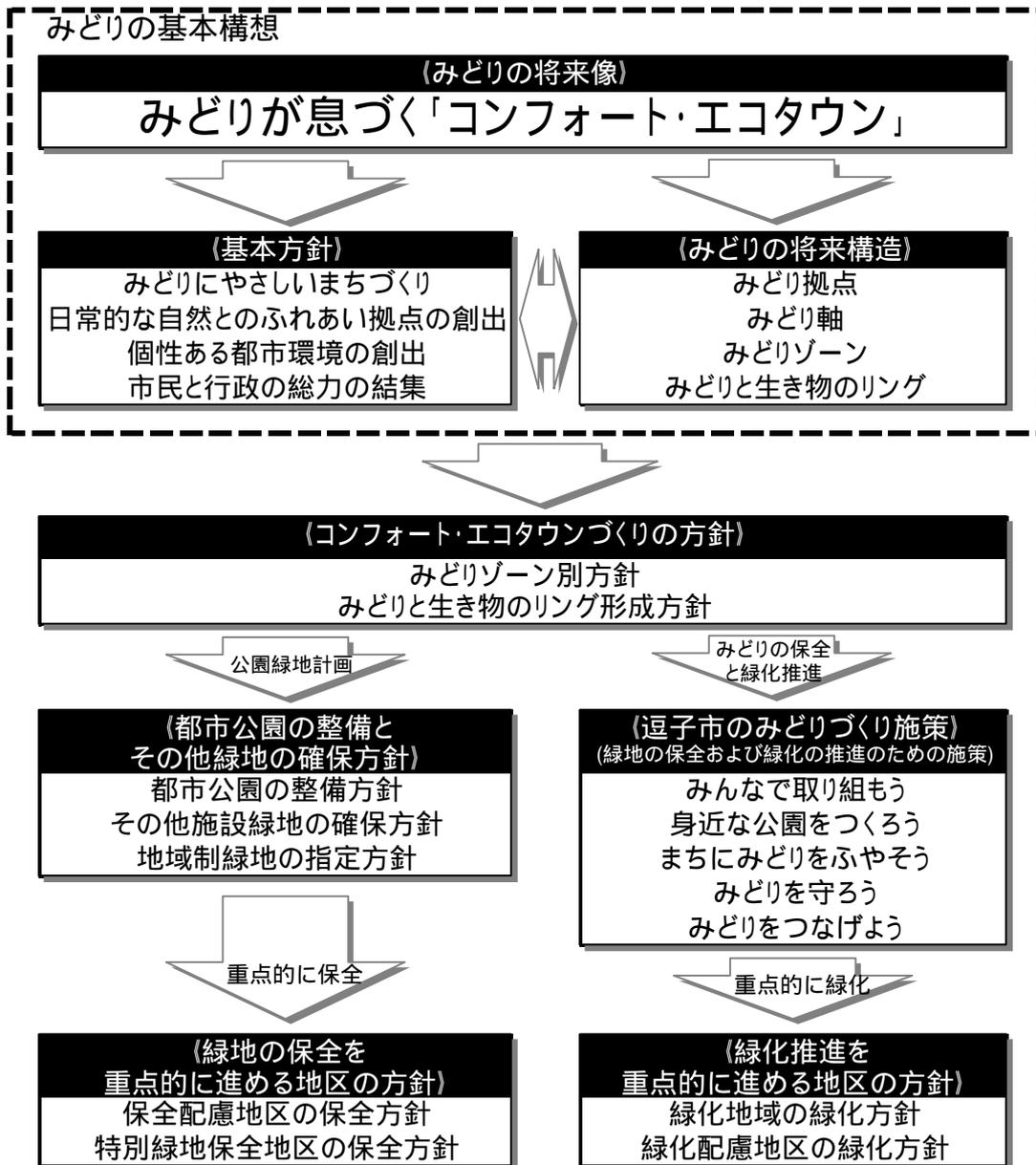
みどりの重要性を認識し、市民と行政がお互いに協力しあい、みどりのまちづくりを推進していく仕組みづくりを進め、市民参加による緑化活動を推進していきます。

^{*2}アメニティ:快適環境と訳される。人間的な住みやすさを示す概念であり、生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統等が互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をアメニティという。

^{*3}エコロジカル(エコロジー):生態系を構成する一員として人間をとらえ、人間と自然環境、物質循環、社会状況等との相互関係を考えること。

2 - 3 計画の体系

みどりの将来像と基本方針を踏まえた施策の展開を計画の体系として整理し、以下に示します。



計画の体系

2 - 4 緑地の保全および緑化の目標

(1) 計画のフレーム

計画対象区域

計画対象区域は以下のとおりです。

計画対象区域	計画対象市町村名
逗子都市計画区域	逗子市の全域 1,734ha

計画の期間

計画の目標年次と中間年次は以下のとおりに設定します。

基準年次	中間年次	目標年次
平成 16 年 (2004 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)

人口の見通し

都市計画区域(行政区)の人口の見通しは以下のとおりに設定します。

年 次	平成 7 年 (1995 年)	平成 16 年 (2004 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
人口	5 7 千人	5 8 千人	5 8 千人	5 6 千人

資料：平成 16 年...住民基本台帳、平成 22、27 年...逗子市総合計画基本計画 2006

市街化区域の規模

市街化区域の人口の見通しおよび規模については、以下のとおりに設定します。

年 次	平成 7 年 (1995 年)	平成 16 年 (2004 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
市街化区域人口	5 7 千人	5 8 千人	5 8 千人	5 6 千人
市街化区域の規模	852ha	833 ha	おおむね 833 ha	おおむね 833 ha
市街化区域の人口密度	66.9 人/ha	69.6 人/ha	69.6 人/ha	67.2 人/ha

資料：人口...都市計画年報より想定、平成 22、27 年人口は...行政区将来人口から想定
将来の市街化区域の規模は逗子市都市計画マスタープラン P20(2)将来フレームと基本目標の方針
にもとづき変更しないものとして想定、また人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を
含まないものとする。

(2) 計画の目標水準

緑地の確保目標水準

目標年次平成27年(2015年)における緑地の確保目標量は以下のとおりを設定します。

平成27年 における 緑地確保 目標量	市街化区域面積 に対する割合(A)	都市計画区域面積 に対する割合(B)
	概ね 231ha 28%	概ね 1,044ha 60%

ここで「緑地」とは、P3緑地の分類に含まれる全ての緑地をいう。

$$A = \frac{\text{平成27年の市街化区域内緑地確保目標量}}{\text{平成27年の市街化区域面積}} \times 100 = \frac{231}{833} \times 100$$

$$A = \frac{\text{平成27年の都市計画区域内緑地確保目標量}}{\text{平成27年の都市計画区域面積}} \times 100 = \frac{1,044}{1,734} \times 100$$

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

目標年次平成27年(2015年)および、中間年次平成22年(2010年)における緑地の確保目標量は以下のとおりを設定します。

単位：㎡/人

年次		平成7年 (1995年)	平成16年 (2004年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
都市計画区域 人口一人当 りの目標水準	都市公園等	8.97	17.53	19.01	64.73
	都市公園	5.28	8.21	10.67	56.70

都市公園等：P105緑地の整備目標総括表の(1)～(18)の合計
(都市公園と公共施設緑地。詳細はP3「緑地とは」参照)

都市公園：P105緑地の整備目標総括表の(1)～(17)の合計

都市緑化の目標

みどりのまちづくりの目標として、次の3つの目標を設定します。

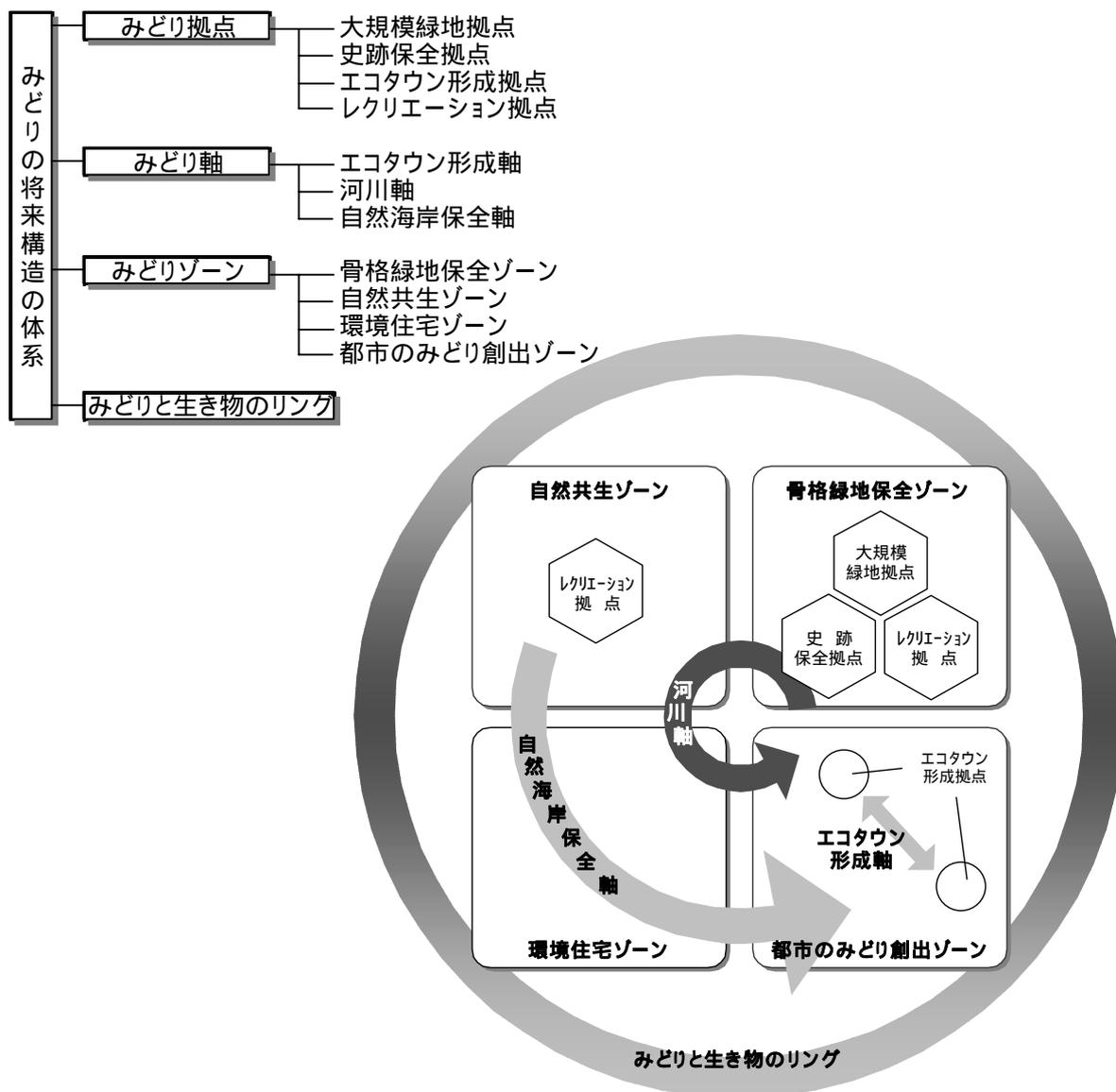
- 市全域の緑被率 現況の緑被率約60%の維持に努めます。
- 樹林地の保全 市内の樹林地を保全します。
- 市街地のみどり 市街地のみどりを倍増します。

2 - 5 みどりの将来構造

(1) みどりの将来構造の考え方

みどりが息づく「コンフォート・エコタウン」を実現するため、基本方針を踏まえ、本市に残された貴重な樹林を保全し、みどり豊かな都市環境の形成を図るとともに、これらのネットワークを図るという観点からみどりの将来構造を設定します。

みどりの将来構造は緑地や緑化の「拠点」、これらをネットワークするための「軸」、緑地の保全や緑化の推進を一体的に進める「ゾーン」そして「みどりと生き物のリング」に区分し、それぞれの方向性を示しています。



(2) 逗子市みどりの将来構造

みどり拠点

大規模緑地拠点

二子山地区（桜山大山・森戸川源流域）池子の森・神武寺地区については、一定のまとまりをもち、生態系維持の拠点となる緑地として大規模緑地拠点として位置づけ、一体的な保全を図ります。

史跡保全拠点

名越切通や長柄桜山古墳群等の歴史的に重要な史跡およびその周辺の樹林については、史跡保全拠点として位置づけ、一体的に緑地として保全を図ります。

エコタウン形成拠点

本市市街地の中心的地区であるJR逗子駅・京急新逗子駅前周辺とJR東逗子駅前周辺については、エコタウン形成拠点として位置づけ、「コンフォート・エコタウン」を象徴する地区として重点的にみどりの創出を図っていきます。

レクリエーション拠点

都市の中のレクリエーション活動や防災活動の拠点となる、近隣公園以上の第一運動公園、桜山中央公園、大崎公園、久木大池公園、披露山公園については、レクリエーション拠点として位置づけ、施設の適切な維持管理と機能の充実を図ります。

みどり軸

エコタウン形成軸

逗子駅周辺と東逗子駅周辺の間の市街地について、二つのエコタウン形成拠点をつなぐエコタウン形成軸として位置づけ、田越川の緑化、主要道路沿道の商店街や住宅地の緑化推進を図り、エコタウン形成拠点と併せて中心市街地全体の緑化推進を図ります。

河川軸

田越川、池子川、久木川については、都市の中の貴重な水辺として、また、市街地内を通過し、海と丘陵部の骨格的緑地を結ぶ生態的な回廊および市街地内へ新鮮な空気を運ぶ風の道等として機能する主要な軸線として河川軸として位置づけ、水辺環境の保全や緑化を図っていきます。

自然海岸保全軸

市域西側の相模湾に面した逗子海岸～大崎周辺の自然海岸については、景観的に重要な軸線として、自然海岸保全軸として位置づけ、連続的に自然海岸の景観・環境の保全を図ります。

みどりゾーン

骨格緑地保全ゾーン

本市市街地を取り巻くように連続的に形成されている市街化調整区域を中心とした丘陵地の樹林については、骨格緑地保全ゾーンとして位置づけ、生態系の維持と樹林の連続性が保たれるよう、一体的に緑地として保全を図っていきます。

自然共生ゾーン

骨格緑地保全ゾーンと都市のみどり創出ゾーンの間に形成される、谷戸や丘陵地上に形成された住宅と斜面樹林が共存する緩衝的な区域については自然共生ゾーンとして位置づけ、住環境との調和を図りつつ、斜面樹林の保全を図っていきます。

環境住宅ゾーン

市内でも特にみどり豊かで良好な住環境が形成されている披露山庭園住宅、逗子海岸沿いの旧別荘地の区域については、環境住宅ゾーンとして位置づけ、みどり豊かで良好な住環境の維持・保全を図っていきます。

都市のみどり創出ゾーン

宅地規模の比較的小さいJR横須賀線沿いの住宅地や、丘陵地を造成した住宅地および商業地、逗子マリーナ等については、都市のみどり創出ゾーンとして位置づけ、身近な公園の確保と都市緑化の推進を図っていきます。

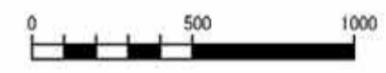
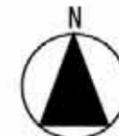
みどりと生き物のリング

丘陵地の樹林地がまとまった形で切れ目なく続くことにより、生き物が安心して生息し、また自由に移動できる考え方として、みどりと生き物のリングを位置づけ、樹林の連続性と生態的連続性を確保するような緑地の保全策を図ります。

(2) 逗子市みどりの基本構想図(みどりの構造図)

次ページに逗子市みどりの基本構想図(みどりの構造図)を示します。

逗子市みどりの基本構想図 (みどりの構造図)



みどりと生き物のリング



— 主な道路

凡 例		
《みどり拠点》	《みどり軸》	《みどりゾーン》
● エコタウン形成拠点	◁()▷ エコタウン形成軸	● 環境住宅ゾーン
● 大規模緑地拠点	▄▄▄ 河川軸	● 都市のみどり創出ゾーン
● 史跡保全拠点	●●● 自然海岸保全軸	● 自然共生ゾーン
● レクリエーション拠点		● 骨格緑地保全ゾーン